

国「子ども・子育て会議（第3回）」（6月21日）の開催について

◇ 第3回の子ども・子育て会議が、6月21日開催されました。当日の議事内容は下記です。

議事内容

- (1) 基本指針について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 確認制度について
- (4) 被災地子ども・子育て懇談会（宮城県）について
- (5) その他

・最初に事務局より、委員の出欠、代理出席について報告があり、無藤座長の進行により議題に沿って進められました。

(1) 基本指針について

・「基本指針」についての関連資料 1-1～4、調査票のイメージ等について事務局より説明が行われ、協議に入りました。当連盟の橋原委員から下記について述べられました。

(橋原委員) 前回「資料 1-2〈論点 6〉需給調整をどう取り扱うか」「〈6-1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整をどう取り扱うか。」について、地方自治体の裁量に委ねることがベストではないか。ただし、すべてを自治体任せにした場合、例えば「割り込み」案件も認可するとしたら、自治体自体の計画的な整備に支障を来すことも考えられることから、最低限の全国的な共通ルール(国としてのガイドライン)を持つことも必要ではないか。

(以下は、各委員意見の概要)

- 関連する地域の機関との連携等、市町村直営の保育施設の役割・位置づけの記載が必要ではないか。長時間・短時間をあまり強調しすぎると必要な保育について柔軟に対応できなくなるのではないか。
- 事業の費用対効果についても基本指針に記載をして頂きたい。
- 質の高い幼児教育の提供のためには適正な配置を検討して一人ひとりに対する丁寧な対応ができることが必要。
- 急ぐことなく進めて頂きたい。その上で、子どもの権利について検討して頂きたい。教育の量的確保を重視して頂きたい。国基準だけでなく市町村レベルのコストを明記すべき。保育の必要のない0～2歳児の家庭を考えて頂きたい。
- 大震災後の取材の中で、私立幼稚園は、市町村とは切り離され都道府県との関係であった中で、大きな課題を抱えている。人口減少の社会に向けて、被災地の状況はある意味将来の人口減少社会に向けた先取的な現状にある。すべての施設がフル装備の内容が求められているとした現場の意識の中で、認定こども園に移行していく施設も実際に出て来ている。認定こども園を支援するとした記述も必要ではないか。また、産前産後の中の子育て支援の記述も必要ではないか。
- 住み慣れた地域も大事であるが、仕事の関係等でいくつかの地域に移転をしていく子育て家庭についても考慮した際、同時に全国どこに転入したとしてもそうした視点は大事であるので、そうした視点も必要。地域子ども子育て支援については、量の見込みが出にくい内容もあり、なかなか言葉にできない保護者の要望等も把握できるようにできる限り市町村にヒアリングを加えてほしい。
- 0～2歳の子どもの保育利用率について、保育の需給バランスや地域の就業形態(育休の取得率等)などは地域差が顕著であり、個々の選択によって利用量にも変化が生じることなどから、国が最低

限必要なラインなど目標値の設定の考え方を示したうえで、各自治体が地域の実情を踏まえた利用率を設定することが望ましい。

- ある程度幅を広げた中で基本指針を検討している中で計画の策定についてある程度のところをみて、地域ごとに多様な状況をみながらある程度柔軟に考えていく必要がある。利用希望者の把握については、ニーズにあった把握が重要であり、すべてを把握するとなると調査項目が非常に複雑になる。雛形はそうした意味からできる限り絞り込み、地域の実態に応じて市町村が選択をし、その町にあった調査票の作成等が必要ではないか。
 - 子ども・子育て支援の意義について、一方で保育所、幼稚園から小学校への連携のみならず、放課後健全育成の子どもたちと小学校との連携についての在り方の記載も頂きたい。また質の向上のためにも評価、改善のサイクルについての記載も入れて頂きたい。量の見込みについては、大きくくりで設定すると前回述べたが乳児期については1歳刻みの見込みは必要だが、3歳以上児における教育の見込みはある程度大きくくりでよいのではないか。研修についての在り方についての記載もご検討頂きたい。
- (事務局) 次回会議に向けて本日頂いたご意見を反映させていきたい。またできる限り文章化したものを意見照会用として用意したので、ご意見を頂きたい。
- (保育課長) 加速化プランに関連して小規模保育の基準についても今後検討していくのでご配慮願いたい。

(2) 保育の必要性の認定について

- ・事務局より資料2「保育の必要性の認定について」(平成25年6月21日)の説明が行われ協議が続けられました。当連盟の橘原委員からは下記について触れられました。

(橘原委員) 前回資料3「保育の必要性の認定について」「<論点①>「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか」については、「(参考) 現行の認可保育所の就労形態別利用状況」から、送迎、通勤時間を含み長時間は11時間、短時間は8時間とすべきではないか。なおとくに「短時間」については、現行保育所の実質の開所時刻になっている11時間に相当する運営費補助を保障すべきではないか。所定外の労働時間は延長保育の対象にするかは今後の課題として検討する必要もあるのではないか。

(以下は、各委員意見の概要)

- 小規模保育の連携保育所の調整義務を、自治体に課すことを明示化すること。児童虐待防止対策のために状況を一刻も早く改善していくために、児童相談所の人的・物的体制の充実、専門性の向上が強く求められることを明確にするとともに、そのための財源がしっかりと確保されるべき。社会的養護体制の充実に関して里親支援の充実による里親委託の推進や特別養子縁組の促進、施設の小規模化や職員体制の充実の必要性を明確にするとともに、そのための財源がしっかりと確保されるべき。
- 保育の必要性の認定について、当分の間市町村が利用の調整を行うとされている。保育、学校教育を必要とする子どもをどのように望ましいところに繋げていくか重要な役割を担っている。同居親族等における必要性の認定については、自治体によりきめ細やかな判断をしている。なるべく明記することが必要。求職活動等に対する対応については、現時点では柔軟にケースに応じて既に対応していることから、厳密に頻繁に書類等を求めず、適切な現況届等にとどめるべき。
- 育児休業取得中の保育の必要性の認定についても考慮に入れて頂きたい。
- 就労以外の事由のことで柔軟にという点について、例えばとくに人口研究等の女性研究者が成果を出すには時間がかかる、求職活動になかなか結び付かないという中で、ハローワークで浮かびあがるというニーズではない。そうした点も踏まえて新制度においては柔軟に対応して頂きたい。
- 周辺市町村との関係を考慮していく必要もある。基準の格差等も考慮しつつ、調整機能についても考える必要がある。
- 例えば兄弟で保育入所の際、同じ保育所に入所することが困難であり、そうした点も優先入所できるようにして頂きたい。学生についても生み育てることができるよう優先入所を考えて頂きたい。
- 子どもにとってふさわしい権利を保障するために現行保育所は11時間とされているが、ワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から再考する必要があるのではないか。

- 長時間、短時間の区分について、そもそも長時間というネーミングもおかしい。一般的には法定労働時間を規程に現状から考える必要がある。一方でパートタイム労働も様々な形態がある中で、短時間は何時間であっても親が就労している場合は対応する必要がある中で、よく吟味する必要がある。
 - 基本指針の中の子育てに対する理念について、用語の使い方を丁寧にもう少し整理して頂きたい。就労以外の事由等、人口減少地域の子どもにとって必要な保育の必要性等も加味して頂きたい。また、現行保育制度は4月時点では満3歳以上であれば満3歳になるのに対して、幼稚園は異なる扱いもあるのでその点について伺いたい。
 - 長時間、短時間について、現行制度との関係は利用者、施設において弊害がないように進めて頂きたい。短時間については就労の有無のみでもよい。区分については月の総量という考え方があったと思うが、現行の8時間を境にして考えるのが適当と思うと共に、週や夏休み、冬休み、預かり保育と一時保育等との問題等、年間の総量から考えていかないと給付の視点からも難しい課題があるのではないかと。定員割れについては、基本的にはニーズに即した施設数、定員数にするのが望ましい。定員割れでも保育の質の担保が保たれるようにしていくことが望ましい。平成6年以降のエンゼルプラン以降、少子化が必ずしも止まっているわけではない。そうした状況を踏まえて、決して新制度に向けた議論が後退をしたりするのではなくて、どの地域でも良質な保育、教育が受けられるしくみを私は急いで進めて頂きたい。
 - 新制度における利用者主体、保護者に寄り添った支援が重要。一方で本人が情報をキャッチすることも難しいという点から、利用者支援も必要。
 - 起業者に対する保育の必要性も考慮して頂きたい。在宅勤務についても今後介護との関係でも企業は進めている中で、そうした点も進めていく中で自治体も優先順位から下げるといことはなくなると思うのでお願いしたい。また横浜市のように保育コンシェルジュというしくみも考慮してきめ細かく支援していくという点も必要。育休3年という点についても、母親としては休ませてもらうだけが楽しみと思う母親だけでなく、仕事と子育ての両立を望んでいる母親もいるのでそれほど強力で押し進めないで欲しい。
- (事務局) 利用者支援については地域子育て支援事業の中で位置づけられているので、基準検討部会で検討していきたい。
- (保育課長) 1号の認定手続きをどうするかは全体の認定の中で検討していくことになるが、少子化の中で実際に幼稚園ではとくに満3歳の誕生日を過ぎて入園できるケースも出てきている。こうした点も含めて満3歳になった時点での認定のしくみについて検討していく必要がある。

続いて、事務局より「資料3 確認制度について」、「資料4 被災地子ども・子育て懇談会（宮城県）について」説明が行われました。また、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の検討予定と幼児教育の無償化について概略が事務局より触れられました。

次回日程について、親委員会については7月5日（金）子ども・子育て会議（第4回）15時～17時、基準検討部会については6月28日（金）に予定をしたい旨事務局より説明がなされました。

「子ども・子育て会議基準検討部会（第2回）」（6月28日）の開催について

- ◇ 国の「子ども・子育て会議基準検討部会（第2回）」が6月28日9時30分～12時開催されました。当日の議事内容は下記です。

議事内容

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (2) 小規模保育事業について
- (3) 確認制度について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業について
- (5) その他

- ・無藤部会長の進行により、以下の議題について協議が行われました。なお無藤部会長より、公社)

全国私立保育園連盟の橘原委員より連盟がとりまとめた「人口減少社会の保育に向けた提言～新しい転換期に向けた課題への対応～」が委員席に配布されたことが説明されました。

(1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

- ・事務局より資料1「幼保連携型認定こども園の認可基準について」(平成25年6月28日)に基づいて説明が行われました。当連盟の橘原委員からは、「教育時間、保育時間についての「検討の視点」に関連してとくに、現行保育所運営費の積算の考え方を明らかにして頂きたい。」旨の質問が出されました。

(以下は、各委員意見の概要)

- 新幼保連携型のミッションとは何かとした際に、在園児対象なのか、地域対象なのかはあるが子育て支援が必須ということについてあいまいである。その意味付けをする必要がある。運営に関する評価もミッションを明確にすることでより精査できるのではないか。現行から更なる評価というものを明確にした方がより良いものになるのではないか。
- 保育所における異年齢交流の良いところは取り入れられるようにして頂きたい。外部搬入について、食事についてコントロールできる職員がいないことのないように研修等の体制を充実させる必要がある。
- 新たな幼保連携型を目指すという際に高い水準を目指すということは評価され大切である。学級編成についての考え方を入れることは重要。園長等の資格については、保育教諭を推進していることから施設マネジメントから理想を述べるならば当面の間は資格をとりやすくする等で幼保両方の専門知識を持って頂くことは必要。職員配置基準については、3歳以上についてはOECD各国の中では最悪になっている。例えば満3歳については30人等にすべき。
施設基準についても国際比較から、また今回の全私保連の提言からも、少なくとも満3歳における幼稚園の基準や保育所の基準を下回るものにならないようにすること。運動場の基準も考慮すべき。
園児要録については、保育要領の会議の方で今後、円滑な保幼小の連携から必要である視点で考えるべき。運営評価については第三者評価等について質の向上に繋がるPDCAという視点から必要。
- 経過措置や特例を見つつ調理室や運動場等を考える際、一定の基準は必要であり、緩和することが質の低下に繋がるようにならないことが重要。運営については、保育所と同様に「子ども本位」という視点から厳しい方向に合わせる必要がある。自己評価と結果の公表を課すことを義務づけることも保護者、関係者にとって必要。健康診断についても「子ども本位」に考えた際心身共に必要である。
- 子どもの成長をしっかりとみられるように短時間職員の常勤換算はしない方向で考える必要がある。保育時間、教育時間については、1号認定の満3歳以上が対象か否か。運営費の積算について確認したい。0、1、2歳の食事は自園調理が原則であると考えている。
- 単一の施設としての新たな施設の基準とするという視点であり、質を確保し向上させる視点からも少し踏み込むべき。
- 新たな施設の意義を考えるということを加筆して頂きたい。経過措置の期間を明確にするべき。園庭の必置について等は10年程度の経過措置でよいのではないか。園長の資格については両方持つことが当然であるが経過措置を5年程度考える必要がある。3階以上もみとめるのであれば現行幼稚園がなぜ認めていないのか明らかにする必要がある。健康診断について、私立幼稚園に対しては公的保障がないことから、新制度のもとではぜひとも公費負担にして頂きたい。
- とくに障がい児受け入れ等の際の応諾義務について、現状に鑑みて強調して頂きたい。先般のアナフラキシシーショックの事件等からも子どもの安全の観点から給食室の必置については当然と考える。配置基準については、子どもが一人であっても二人の職員配置は、万一の虐待のケースや安全性の面からも必要である。健康診断については、科学的視点はもっと必要であるが、安全性の面から高い基準が必要。
- 高い基準を引き継ぐ考え方には賛成。その際に保育所の中で行われてきた規制緩和の状況も捉えて、財政当局の質を下げた財源をねん出するという視点ではなく、質の高い基準を引き継ぐ方向で行うべき。安全だけでなく質の高い保育所は給食を積極的に取り入れている点をよく考えていくべき。
- 現行の幼稚園、保育所がそのように頑張っていくということであればそのようにしていくべきという視点からであるが、現行の認定こども園が増えないのであれば、その理由をよくとらえて考えて

いく必要がある。既存の施設からきちんと移行できることは望ましいが、なぜ幼保連携型なのかという視点から、需要供給の視点と共に本来であれば移行していく特質の視点から捉えていく必要がある。子育て支援を認定こども園でどのように取り扱っていくのかということも整理をしながら、新しい施設の新しい形を創っていくべき。

- 女性の多い職場において継続勤務していけるかという視点から、短時間勤務という体制も考慮して頂きたい。
 - 質の確保という視点から高い基準に合わせることは賛成。園長の資格について一定程度の経験については高きに合わせるということでありたい。幼児であれば丁寧に関わるという視点から30人以下の学級編成にすべき。運動場は体力向上から日常的に使える視点から必要。
 - 被災地の福島の例でいえば園庭は、そこですべての野外活動が行われる唯一の場所であることから、面積だけでなく、質という視点からも考慮頂きたい。
- (保育課長) 現行保育所の運営費については一年の開所日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則として積算している。また一日の保育時間については8時間を原則にしながら、前後を考慮し11時間という開所時間を原則としてそれを超える部分については延長保育ということで考えている。
- (事務局) 保育を必要とする3歳以上については、現行保育所を基本に考えている。

(2) 小規模保育事業について

- ・ 事務局より資料2「小規模保育事業について」に基づいて説明が行われました。小規模保育事業についてA型(分園型)、現行のグループ型小規模保育(家庭的保育)をモデルにしたC型(グループ型)とそれらの中間タイプになるB型(中間型)の3類型が提案され協議が行われました。当連盟の橘原委員からは主に以下の点について触れられました。

(橘原) 現行の認可保育所の質の低下に繋がることや規制緩和に繋がるようなことにならない制度にすることが大切である。現行保育制度と同様に保育士の取扱いについては考えて頂きたい。A型(分園型)、B型(中間型)の1、2歳児の配置基準については保育所と同様の6:1を基本としつつ、仮に子ども9人の場合は加配をする等にすべき。利用定員の弾力化については、小規模保育所の際19人の定員としていることから弾力化は適当ではないが、年度途中で例えば15人等で受け入れの枠がある際は認めていくべき。なお僻地保育所については弾力化も認めていくべきではないか。

(以下は、各委員意見の概要)

- 小規模認可保育所に関しての提案について大枠は賛成しつつ、人員配置については、現在、私共の小規模保育所等では0~2歳まで1:3で取り組んでいることから、ぜひそのように考慮して頂きたい。自園調理原則については同感であるが、仮に3人で9人の子どもを見ている場合は、職員が手薄になるため加配を検討して頂きたい。情報公開義務は質の高さを維持するため重大な事故等については公開にすべき。
- 国の加速化プランのためにも先駆けて制度設計が必要であると考えてきたので、感謝申し上げたい。事業構成について、パターン3の分園に近い類型、家庭的保育、そしてその中間型を想定した考え方については、多少複雑になることは心配するが、ひとまずこうした3類型の移行が有効であると考えます。
国が定める基準に対して、とくに地方の多様な実状に併せて保護者の皆さんが安心して利用できるという視点からは大切であると考えます。その際にB型については子ども一人の3.3㎡については維持すべき。家庭的保育については、保育士資格や研修制度について整理をする必要がある。安全の確保から、基準は明確であり、現行法に則り厳しいものである必要がある。防火設備はいうまでもなく、給食設備や何より連携施設が位置づけられることも必要である。それが質の向上になる。鳥インフルエンザや震災、風水害の際でも小規模保育も閉所等緊急時の子どもたちの安全確保等に対応できるようにするために自治体がしっかり関わっていけるしくみが必要。
- 3歳未満の在宅の子どもについても一定受け入れ枠を設けて頂くことも検討頂きたい。
- 自園調理については、キッチン程度であっても運用にしっかりルール化して頂き安全性を確保して頂きたい。その意味で新たに調理員を確保できる加算をすべき。

- 現行の保育所から考えると 5:1、4:1 の配置基準も考えられるのではないか。
- 3つの類型については現実的であり評価できる。職員については保育士として考えるが、保育士不足等の状況から 1/2 の保育士は確保して研修制度もきちんと対応して頂きたい。プラス 1 については、園長あるいはもう一人の加配をすべき。自園調理は原則であると考えているが、そこに専任の職員配置は必要。行政との連携も重要であり、園医等からも連携保育所をしっかりと制度化して頂きたい。広域の利用もできるようにして頂きたい。
- 平成 22 年度に家庭的保育事業が位置づけられ、研修制度が二つの形で位置づけられた。しかし実際には研修の内容が難しいため自治体では実施がなかなか進んでいない。やはり養成校を中心に認定研修を位置づけて欲しい。質の低下に繋がるようにはならないようにして頂きたいと考えている。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・事務局より資料 4「地域子ども・子育て支援事業について」（平成 25 年 6 月 28 日）に基づいて説明が行われ協議が行われました。

(以下は、各委員意見の概要)

- 地域子ども・子育て支援事業において、費用負担について国と地方となっているが、総務省がそこに入っていないことに大いに危惧がある。診療報酬の改定に基づいて算定基準も再度検討する必要がある。養育支援についても重要であり、新生児、乳幼児健診の充実を求めたい。里帰り出産への対応もある中で全国一応の対応や、虐待についてとくに出産直後のケースが一番多いことも判明していることから妊婦さんへの産婦人科医の対応が重要であり、連携をとれるように地域行政のしくみも必要。
- すべての家庭という点では大きな意味はあるが、地域支援やコーディネーターはすべての地域で、積極的に検討して頂きたい。地域子育て支援拠点事業等の研修に自治体がきちんと関わって頂きたい。一時預かり事業については、とくにニーズが掘り起こせるしくみとして充実して頂きたい。
- 放課後児童クラブについての基準については別途委員会が開設されているがなぜ別になっているか。専門委員会との住分けについてお伺いしたい。
- 保育所型の一時的預かりについては小規模保育に入るのか否か。ぜひ入れて頂きたい。
- 利用者支援が新たにしくみの中に位置づけられることについては評価したい。地域との連絡調整はこれまで以上に重要になることから、児童館の積極的な活用をお願いしたい。
- 過疎地等地方の病児保育については運営が困難になっている。全国病児保育協議会の 74%は赤字であり、セイフティーネットという意味からも全国でこうした取り組みが運営できるしくみにして頂きたい。
- 利用者支援を受けられる時期について、母子手帳を渡される時期等できれば妊娠中に早めに支援を受けられる等の記載が必要ではないか。女性の復帰の見込みがずれずじでできることも重要。

(事務局) 税と社会保障の一体改革の一環として新制度には総務省も参画をしている。放課後児童クラブについて、児童福祉法の関連条文が改正されているところからまずは社会保障審議会の方で議論を頂き、全体についてご報告をしていく予定。ご理解頂きたい。

- ・次回日程について、7 月 25 日（木）子ども・子育て会議基準検討部会（第 3 回）9 時 30 分～12 時 予定であることが触れられた。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp